

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成27年3月9日(月)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石川克己委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 小杉孝司委員, 澤村有利生委員, 林田宗一委員(委員長), 三井田守委員, 山賀美千代委員, 山口正之委員, 山本佳代子委員

[オブザーバー]

森本事務局長, 藤澤首席家庭裁判所調査官, 山口次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

1 委員長挨拶

2 プレゼンテーション「家庭裁判所における一般広報及び採用広報について」(大西総務課課長補佐, 築山次席家庭裁判所調査官)

3 意見交換

テーマ「家庭裁判所における一般広報及び採用広報について」に関する意見交換を行った。

**【意見交換の概要】**

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

◎ まず, 家庭裁判所における一般広報について, 御意見を伺いたい。

○ 見学ツアーの参加者が少ないように感じられるが, 「学生」というのはどのレベルの学生か。

△ 見学ツアーの参加者としては, 小学生から高校生まで, また, 公務員学校の生徒なども含まれており, その中で特に偏りはない。

○ 内容はすべて同じなのか。

△ 基本的なベースは同じであるが, 対象者に応じて, 例えば小学生であれば, 分かりやすい内容にするなどの工夫はしている。

- 見学するコースはどうなっているのか。
- △ 民事や刑事などの法廷，家事であれば少年の審判廷など可能な範囲で見学をしてもらっている。
- 法服を着てもらふなどのイベント的なものはあるのか。
- △ 法廷を見学していただいた際には，法服を着てもらい，法壇に上がってもらって，写真撮影なども自由に行ってもらっている。
- 対象者の年齢に応じた，きめ細かい説明の仕方が必要だと思われる。
- 通常ツアーと定期ツアーは，ある程度画一的に行われているが，それ以外にも小学生に裁判官，検察官，弁護士役をやらせてもらって模擬裁判を実施したり，夜の裁判所見学ツアーという形で昼間入れないような場所を案内したりしている。
- ◎ 小学生や中学生を対象とした見学ツアーは，申込みがあつて行うのか。それともこちらから声掛けをしているのか。
- △ 学校から申込みがあつて行うものがほとんどである。
- ◎ 定期ツアーは年3回行うが，これも申込みがあつて行うのか。団体や学校などに定期ツアーがあることは周知しているのか。
- △ 裁判員制度が始まった当時は定期ツアーがあることを積極的に声掛けしていたようだが，現在は裁判所のウェブサイトに掲載するのみで，それ以外に積極的な周知は行っていない。
- 掘り起こしが大切だと思う。受入のキャパもあるだろうが，例えば，教育委員会等に働き掛けをして，可能な範囲で受け入れていくことが必要だと思う。担当者みたいなものがあつてもよいのではないか。
- △ 見学ツアーの申込み等は，地裁の総務課庶務係が担当しているので，そちらが担当者ということになる。
- たしかに，家庭裁判所の事件は原則非公開で，広報は非常に難しいと思う。一般の方にとって，裁判は自分と関係ないと思っている人がほとんどだと思う。昨今少年事件が耳目を集めており，制度としてどういうものがあるかという手続的な点も重要だが，

それよりも何を目的に活動しているかという点に重点を置いてPRする必要がある。ホームページは、昔は何もしなくても見てくれていたが、今は見てもらうための工夫が必要となってきている。採用についても、今はただ出しているだけでは応募をしてもらえず、どういう仕事をしていて、どういう先輩がいるのか、どういった点が楽しいのかなどを積極的にアピールする必要がある。裁判所についても、工夫の余地はあると考える。また、広報の専従というか、広報のことを常に考える職員を一人は置いたほうがよいのではないかと思う。DVDについては、手続的なものだけではなく、例えば非行防止の観点から制度周知を行うといったアプローチのものを作れば、利用する人も増えるのではないか。今後家庭裁判所の役割はより重要になってくると思われるので、一般の方にも最低限の基礎知識を持ってもらう必要はあると考える。

- 私は新聞社で広報を担当していたことがあるが、具体的なニーズに応えられるようなものが必要であり、掘り起こしをしないとアピールできないと思う。例えば、こういう悩みがあったらおいでなさい、門戸を開いていますよという形で、個別具体的なケースの入口が示せるような広報をしないと、一般の方には身近に感じられないと思う。
- 検察庁の一般広報については、裁判所と大きく変わることはない。検察庁には、検察広報官がどの役所にも1名いるが、主に事件の処分がどうなったかといったマスコミ対応をしており、広報活動一般に特化したものにはなっていない。検察庁では、出前講義や移動教室で仕事の内容を説明したり、中学生や高校生を対象にした職場体験授業で模擬の取調べをしたりといった形で、掘り起こしを行っている。ホームページについては、検察庁ごとに個性のあるものとなっており、例えば岡山地検のホームページは見所のあるものになっている。今回、事前に裁判所のホームページを見てきたが、やはり堅い印象であり、レイアウトを工夫するなどして、より興味を持ってもらえるようなものにしていく必要があるのではないかと感じた。
- 見学ツアーの参加者に対しては、感想を含めてアンケートを実施しているのか。アンケートを実施していないのであれば、次のアプローチにつなげていくことが難しいのではないかと思う。また、今後広報するに当たっては、テーマを持って、どこかと組んで

行ったほうがより浸透していくのではないかと感じた。ただ待っているだけではなく、こちらから積極的に働き掛けをしないと難しいと思う。民生委員さんが心配事相談という形で相談員をやっているが、そこでは、子どもやお金、夫婦関係などの相談があり、的確なアドバイスを行うためには、ある程度正確な知識が必要になってくるので、そういった方にも家庭裁判所のことを知ってもらう必要があると思う。

○ 大学との関係では、単に見学ツアーがあるので掲示してほしいというだけではなかなか難しい。例えば、教育や心理を担当している教員に広報すれば、ゼミや研究室単位で参加してみたらどうかという話になると思う。また、大学が地域のために開いている講座があり、子育て中の方を対象にしたプログラムなどもあるが、その担当者に伝えれば、裁判所の見学をコースに入れたいという話も出てくるのではないかとと思う。子育て中の方は学ぶ意欲が高いので、山口であれば子育て福祉総合センターなどにアプローチしてもよいのではないかとと思う。ある程度窓口のポイントを絞り、裁判所に関心を持つきっかけを提供していけるような関係性を持てるところを増やしていけばよいのではないだろうか。

○ 大学も何十年か前に、将来的に学生が減るということで、オープンキャンパスを実施するなどの広報活動を行ってきたところである。大学には、広報担当、就職担当の職員がいるので、そこに話を持ってきてもらえば、ある程度宣伝はできると思う。ホームページについては、外部の広報に慣れたところからノウハウを吸収して、デザインを工夫するなどしていけば、良くなる余地はあると思う。ところで、定期ツアーについては、なぜ12月、1月、2月に実施しているのか。

△ 裁判員制度の候補者が決定し、候補者に案内するのが10月か11月頃になるので、それを念頭に置いているものと思われる。

○ 年末年始の時期であり、大学生にとっても忙しい時期なので、参加しにくいのではないかとと思う。大学生からすれば、6月や夏休み時期のほうがより参加しやすいと思われる。

○ 裁判所がお悩み相談のようなものを実施すれば受けはいいと思うが、具体的な内容に

入るのは裁判所の中立性・公正な立場からは許されないと考える。家庭裁判所は身近な話題が多いので、社会科見学など子どもに対するアプローチがもう少しできるのではないかとこの御意見ももっともだと思うが、他方で、家事事件の場合は、身近すぎて、その問題に直面している子どもがいる可能性もあり、先生が敬遠するのではないかと思われる。ただ、子どもに対する窓口は重要なので、そういう点で効果的なアプローチがあれば御意見を伺いたい。

○ 子どもにとって離婚などは身近な問題だと思うが、例えば離婚して片親に育てられている子どもにとって、自分がなぜこうなったのか、親権はどのようにして決まったのかということは興味があると思う。どういう手続で決まったのか理解しておいたほうがいいという面もあるのではないか。幅広く裁判所に興味を持ってもらうためには、小学生くらいから馴染みを持ってもらうのがよいと思われるので、公民の時間などに子ども向けのDVDを流してもらうという方法も考えられる。また、高校生くらいになると、将来どの分野に進むかを考えているので、そういった時期に家庭裁判所調査官の話の聞いてもらうなどといった方法も効果的ではないかと考える。

○ 配偶者暴力の関係でDVDの貸出しを行っているが、多くは団体の研修などで利用されている。先ほどの説明では、DVDの貸出件数が平成20年以降9件ということであり、どのような内容のDVDがあるのかは分からないが、DVDの内容や用途に合った団体等に対し、こういうDVDがあるので貸出しができるという点をPRしていくことが重要だと考える。

ところで、通常ツアーと定期ツアーではどちらに参加される方が多いのか。

△ 通常ツアーに参加される方のほうが圧倒的に多い。定期ツアーは曜日まで決まっており、どうしても参加者が限られてしまう。

△ DVDは、いずれも一般向けのもので、全国同一のものである。

○ 根本的な問題になるが、裁判所や裁判といったものについては、小中学校などでも習っているため、その存在をほとんどの人が知っていると思う。裁判所や裁判官に対しては、一般の方は既に信頼を置いているので、それを超えて信頼を維持獲得していく必要

がどこにあるのか。教育の域を超えて広報する必要があるのだろうか。

△ 今までは裁判所の存在を知っていただく、利用者に対する情報提供が主眼だったが、家庭裁判所がどこまで関わるのかという正確な知識を持っていない方も多いと思われる。そこをより正確に国民の方に理解していただくためにも広報をしていく必要があると考える。

○ 単に裁判所の存在や役割を知っていただくというレベルで広報をしても誰も見向きをしないと思う。先ほど裁判所は公正中立な立場なのでという御意見もあったが、裁判所に行けばこういう問題解決の糸口になるというように、できる限り肉薄してニーズをすくい上げるような取組をしていくことが必要であり、そういった道を切り開いてもらいたいと思う。

○ 調停事件は、話し合いで解決を図る手続であり、家庭裁判所の中核をなすものであるが、双方が話し合うつもりで出てこないと成り立たない手続である。最近、自分の権利義務をよく考える人が増えて、裁判所に行かなかったら何か不利益があるのかと聞かれることがあるが、不利益はないけれども、話し合いで解決させてほしいと説明しても、じゃあ行きませんと言われてしまうことがある。そういう方が増えると、調停制度そのものが維持できないという大きな問題になってしまう。家庭裁判所の仕組みや調停で話し合いができなかったらどうなるのかといったことなどを広く知ってもらうことが、家庭裁判所がうまく機能していくためには必要である。個別具体的な内容に入らないところまで肉薄して、家庭裁判所としてどこまでできるのかをアピールしていくことが重要だと考える。

○ 今のお話は良く分かったが、それはどちらかというと教育の話ではないかという気がする。少なくとも小中学生に対しては、家庭裁判所というシステムがなぜあって、どういう仕事をしているのかといった点を教育するという話ではないかと思う。そういう意味では、教員になりたいと思っている学生をターゲットにした広報をして、徐々に広げていくという方法も考えられるのではないか。

○ 教育という面も大事なので、欠かすことはできないが、教育だけではなく、一般国民

に対して広報を行っていくことは必要だと思う。

◎ 一般的な広報を行っても、それがどの程度効果があったのか、国民にどの程度浸透したのかといった点を判断するのが難しいといった面がある。

○ 見学ツアーや出前授業の参加者が増えていけば、取りあえず効果が出てきているという評価はできると思う。

◎ 次に、家庭裁判所における採用広報について、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、特に総合職試験の申込者数が減りつつあるので、どのようにしたら申込者数を増やすことができるのか、効果的な広報活動ができるのかという点について、御意見を伺いたい。

○ 裁判というと、裁判官、検察官、弁護士がイメージされるが、どうしても職員の姿は見えてこない。職員がいなければ、裁判も円滑に進まないだろうから、そういう点を強調した広報をすればよいのではないか。職員がいなければ法治国家の根幹である公正中立のすそ野が広がらないんだという使命感を与えるような採用広報も大事だと思う。また、家庭裁判所調査官の申込者数が減少しているという話があったが、家庭は国家の最小単位であり、その家庭に関わる問題解決に携わっているという意味ではとても重要な仕事だと思われるので、そういった点をきちんとPRしていく必要があると思われる。単に認知度という問題ではないのではないか。

◎ 申込者数の多くは大学生や大学院生ということになると思われるが、大学に対する広報活動としてはどのようなことを行っているのか。

△ 大学に直接出向いての採用広報としては、年1回の業務説明会がある。この業務説明会では、他の官庁も参加する形で行われ、希望者が各官庁のブースを訪れることになる。また、裁判所で行う見学セミナーもあるが、大学での業務説明会の際に、ブースを訪れた学生に参加を促す働き掛けを行っている。

△ 平成26年度は山口県下にある大学の先生にお願いをして、授業の中で非行に関連した家庭裁判所調査官の仕事の内容を説明するといった機会を設けた。

○ 私は、社会福祉学科で大学1年生を対象に児童福祉論という講義を開講しており、昨年12月に家庭裁判所調査官にお越しいただいて、講義をしてもらった。学生の反応を

見ると、家庭裁判所についてのイメージがなかった中で、非常に勉強になっているという印象を持った。関心がない学生が関心を持つようになったというだけではなく、家庭裁判所調査官になりたいと思っていた学生に対しては、具体的に目指せるんだという動機付けにもなったと思う。具体的な事例を聞く中で、やりがいの実践イメージができて、関心につながったという点では、学生にとって非常に貴重な講義になったと感じている。毎年、1、2名の学生が家庭裁判所調査官を目指しているが、ここ3年間はいない状況である。家庭裁判所調査官に講義に来ていただいたことは、今後につながるのではないかと考えている。

- △ 山口大学の教育学部と人文学部にも講義に行ったが、非常に関心を持ってもらったと感じている。講義に行ったことが、見学セミナーへの参加にもつながっていると思う。
- 学部を限定せずに、幅広く働き掛けを行っていく必要があると考える。
- 法律を学んでいる学生でも、裁判所で裁判官以外にどのような職種があるのか分からない人も多い。法律を学んでいる学部の学生に対しても、もう少しアプローチしてみたらよいのではないかと考える。
- キャリア教育が重要だと言われているので、大学生はもちろん、小中学生くらいからアプローチしたらよいのではないかと考える。授業の中に取り込んでもらうなどすれば、一定の効果が得られるのではないだろうか。
- 大学生へのアプローチも重要だが、大学の受験生を見ていて感じるのが、高校の時にどこの大学を目指すのか、ある程度どういう職業を目指すのかをイメージして受験する学生が多いということである。その背後には、アドバイスしてくれる高校の先生がいて、将来的な就職ということになると保護者の意向も強いと感じている。職種を目指せるというイメージを中高生くらいにもってもらおうという意味では、中高生を広報の対象にすることも大切だと思う。
- キャリア教育は重要であり、年齢が低いうちにどのような職種があるのかを伝えていくことが非常に大切である。
- 裁判所で当事者対応を行っているのは職員であり、実際に裁判所を動かしているのは



職員という面が強いが、周りから見ると使命感を持てる職種だということが分かりにくい。使命感というものをどのようにアプローチしていけば伝えられるだろうか。裁判所職員自体もそこが分かっていないのではないかと思われる。

△ 特に事務官については、使命感というものをうまく伝えにくい面があるのは事実である。

○ 職務の関係上、制約もあると思うが、企業で職場体験を行うということは学生にとって得られる経験は大きいと思う。役所も参加しているので、裁判所も工夫してできるだけ参加してもらえそうな取組をしたらよいと思う。

○ 地味で目立たないけれども大切な仕事であり、裁判所の重要な役割を担っているということを学生に向けて説明していく必要があると思う。

○ 減少の主な原因として、異動と認知度・知名度の低さというのが挙げられていたが、認知度・知名度の低さが原因であるというのほどのデータに基づくものなのか。

△ 講義の後で学生にアンケートをお願いしたが、9割程度の学生は家庭裁判所調査官のことを知らなかったという結果であった。

○ 認知度が倍率とともに落ちていけば、認知度の低さが原因ということは分かるが、認知度が変わらずに減っているのであれば、別のところに原因があると考えたほうがよいのではないか。原因をきちんと絞り込んだ上で、原因に応じた対策を取る必要があると思う。また、本日机上配布された27年度の試験の変更に関するお知らせは非常に分かりやすい内容になっており、良い取組だと思う。地元志向が強いというのは、私が教育学部の学生を見ていると年々感じているところである。例えば、山口大学は山口県内からの進学者は3割程度しかおらず、山口大学にアピールしても3割程度しかヒットしないことになるので、全国的なレベルで広報の取組を考えていくことが必要だと考える。

○ 単に就職事務担当者宛てにパンフレットを送っても効果が限定されているので、例えば大学のゼミ等にアプローチするなど、もう少し当たる場所を考えたほうがよいのではないかと思う。福祉の分野でも人手不足は同じで、小中高、大学それぞれにアプローチして、長く関わって来てもらうようにしている。単に大学生や高校生だけをスポット

にするのではなく、福祉教育として育てながら、関わって入ってもらおうという視点が必要だと思う。中学2年生、高校2年生など進学を考える時期に本人や保護者に届くようなチラシを配ったり、仕事内容を説明したりすることも効果的である。漫画など子どもたちがよく目にするもので、興味を持てるようなものを作って、小さい頃からアプローチをしていくということも必要だと考える。

#### 4 次回テーマ

次回のテーマとして、「家事調停委員に対する研修について」を取り上げることが了承された。

#### 5 次回期日

平成27年9月7日（月）午後3時

#### 6 委員長挨拶

以 上